

老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画構成案 素案(R5.8.4時点)

※今後、修正される可能性があります。

資料1別紙3

第8期計画	
第1章	計画策定の趣旨
第1節	計画の位置づけ
1	計画策定の背景
2	計画策定の根拠・位置づけ
第2節	計画の期間
1	計画の期間
第3節	計画策定に向けた取り組み及び体制
1	計画策定の取組経緯
2	計画策定の体制
第4節	介護保険事業計画の公表と達成状況の点検評価
1	第8期介護保険事業計画の公表と普及
2	第8期介護保険事業計画の点検と評価
第2章	高齢者を取り巻く現状と将来の見通し
第1節	高齢者の状況
1	人口の状況と推計
2	高齢者世帯の状況と推計
3	要支援・要介護認定者の状況と推計
4	事業対象者の状況と推計
5	新規認定者の原因疾患
6	認知症の状況と推計
第2節	高齢者の意識等
1	健康・介護予防への意識
2	地域活動・社会参加の状況
3	地域の助け合い
4	介護の状況(在宅介護の状況)
5	介護保険制度・高齢者施策
第3節	介護保険事業の状況
1	保険給付の実績
2	介護予防・日常生活支援総合事業費(介護予防・生活支援サービス事業費)の実績
3	標準給付費と介護予防・日常生活支援総合事業費の実績
4	給付費の分析
5	介護事業所の整備状況
6	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅の整備状況
第4節	特別養護老人ホームの入所希望者の状況と将来の見通し
1	入所希望者の状況
2	将来の見通し
第5節	日常生活圏域の設定
1	日常生活圏域の設定
2	日常生活圏域ごとの高齢者の状況と推計
3	日常生活圏域ごとの課題と今後の方向性
第3章	計画の基本目標
第1節	安曇野市が目指す2025年及び2040年の将来像・実現するための重点方針
1	安曇野市が目指す2025年及び2040年の将来像
2	実現するための重点方針
第2節	基本目標
1	基本目標
第4章	高齢者の社会参加と生活支援(老人福祉計画)
第1節	生きがいづくりと社会参加支援
1	生きがいづくりと社会参加支援
第2節	生活支援サービス等の充実
1	在宅福祉サービス
2	施設福祉サービス
第5章	高齢者の権利擁護の推進
第1節	高齢者虐待の防止
1	高齢者虐待の防止
第2節	消費者被害の防止
1	消費者被害の防止
第3節	成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進基本計画)
1	成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進基本計画)
第6章	地域包括支援体制の充実
第1節	健康づくり・介護予防の推進
1	フレイル対策の推進
2	自立支援、介護予防・重度化防止の推進
第2節	在宅医療・介護連携の推進
1	在宅医療・介護連携の推進

<p>基本指針の構成について(R5.7.10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護保険事業運営に当たっての留意事項 ○計画において具体的に記載又は作業を要する内容 <ul style="list-style-type: none"> ■項目の新設、変更、削除 <p>ページ番号は基本指針(案)について(新旧案)の該当箇所</p>
○第9期計画に時点更新。【市(P37)・県(P77)】
○地域包括ケアシステムの構築状況を点検する重要性について追記。【市(P31)】
■項目名を「中長期的な推計」に変更。【市(P30)】
○2040年度の推計を必須とする。【市(P30)】
●2025年度の推計を削除。【市(P30)・県(P70)】
■項目名を「要介護者等の実態の把握等」に変更。
○計画の作成に当たって、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者の状況について、把握、分析するとともに、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意することが重要である旨を追記。【市(P25)・県(P67)】
●介護情報基盤の活用について追記。【市(P26)】
○中期的な介護ニーズの見直し等について、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要であること、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討が重要であることを追記。【市(P25)・県(P67)】
■項目名を「第9期の目標」に変更。
○介護予防など第9期期間中に効果測定が困難なものや施設の整備目標については、中期の目標として設定することも可能であることを追記。【市(P31)・県(P71)】
■項目「高齢者虐待防止対策の推進」を新設。【市(P60)】
○養護者及び介護施設従事者による虐待の防止に向けた体制整備について記載。【市(P60)・県(P92)】
○総合相談支援業務の一部委託や介護予防支援の見直し等について追記。【市(P42)】
○総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、同事業に関係する者が、事業の目的やそれに向けてそれぞれが実施すべきことを明確に理解する場を設けることや、生活支援体制整備事業において、介護予防や日常生活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体との連携の促進及び連携先が実施している取組の評価の実施を行うことも考えられることを追記。【市(P58)】
○高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する取組として、介護サービスの提供時間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動等についても例示。【市(P44)】
●市町村は、地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果も参考にしながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアの推進及び地域づくりにつなげていくという視点で取り組むことが重要であること、都道府県はそうした視点で、個別の市町村に対する伴走型支援を含め市町村の支援を行うことが重要であることについて追記。【市(P44)・県(P82)】
○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等と協働して取組を行うことについて記載。【市(P44)】
○総合事業の実施状況の評価等について、介護保険法第115条の45の2において努力義務とされていることを踏まえ、各市区町村が実施状況の調査、分析、評価等を適切に行い、必要に応じて広域的な対応を検討すべき旨を追記。【市(P48)】
○総合事業において、リハビリテーションの理念等を踏まえ、より質の高い取組が推進されるよう、関係団体・関係機関等を含めた協議の場において、医療や介護の専門職の関与等に関する検討を行うことについて記載。【市(P42)】
○新型コロナウイルスの流行により低下した通いの場への参加率を向上させる旨を記載。【市(P42)】
○かかりつけ機能報告等も踏まえた協議の結果を考慮した医療・介護連携の強化について追記。【市(P46)・県(P84)】

第9期計画	
第1章	計画策定の趣旨
第1節	計画の位置づけ
1	計画策定の背景
2	計画策定の根拠・位置づけ
第2節	計画の期間
1	計画の期間
第3節	計画策定に向けた取り組み及び体制
1	計画策定の取組経緯
2	計画策定の体制
第4節	介護保険事業計画の公表と達成状況の点検評価
1	第9期介護保険事業計画の公表と普及
2	第9期介護保険事業計画の点検と評価
第2章	高齢者を取り巻く現状と将来の見通し
第1節	高齢者の状況
1	人口の状況と推計
2	高齢者世帯の状況と推計
3	要支援・要介護認定者の状況と推計
4	事業対象者の状況と推計
5	新規認定者の原因疾患
6	認知症の状況と推計
第2節	高齢者の意識等
1	健康・介護予防への意識
2	地域活動・社会参加の状況
3	地域の助け合い
4	介護の状況(在宅介護の状況)
5	介護保険制度・高齢者施策
第3節	介護保険事業の状況
1	保険給付の実績
2	介護予防・日常生活支援総合事業費(介護予防・生活支援サービス事業費)の実績
3	標準給付費と介護予防・日常生活支援総合事業費の実績
4	給付費の分析
5	介護事業所の整備状況
6	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅の整備状況
第4節	特別養護老人ホームの入所希望者の状況と将来の見通し
1	入所希望者の状況
2	将来の見通し
第5節	日常生活圏域の設定
1	日常生活圏域の設定
2	日常生活圏域ごとの高齢者の状況と推計
3	日常生活圏域ごとの課題と今後の方向性
第3章	計画の基本目標
第1節	安曇野市が目指す中長期的な将来像・実現するための重点方針
1	安曇野市が目指す中長期的な将来像
2	実現するための重点方針
第2節	基本目標
1	基本目標
第4章	高齢者の社会参加と生活支援(老人福祉計画)
第1節	生きがいづくりと社会参加支援
1	生きがいづくりと社会参加支援
第2節	生活支援サービス等の充実
1	在宅福祉サービス
2	施設福祉サービス
第5章	高齢者の権利擁護の推進
第1節	高齢者虐待防止対策の推進
1	高齢者虐待の防止
第2節	消費者被害の防止
1	消費者被害の防止
第3節	成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進基本計画)
1	成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進基本計画)
第6章	地域包括支援体制の充実
第1節	健康づくり・介護予防の推進
1	フレイル対策の推進
2	自立支援、介護予防・重度化防止の推進
第2節	在宅医療・介護連携の推進
1	在宅医療・介護連携の推進

各論	第3節	認知症施策の推進
	1	認知症施策の推進
	第4節	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
	1	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
	第5節	地域ケア会議の推進
	1	地域ケア会議の推進
	第6節	高齢者の居住安定に係る施策との連携
	1	高齢者の居住安定に係る施策との連携
	第7章	介護保険サービスの適切な運営
	第1節	介護保険サービスの適切な運営
	1	介護給付適正化の推進(介護給付適正化計画)
	2	介護サービスの質の向上及び指導監査
	3	地域包括支援センターの設置及び適切な運営
	4	介護サービス等の情報公開と円滑な提供
	5	介護人材確保及び資質の向上
	6	災害対策
	7	感染症対策
	第8章	介護保険サービス量の見込み
	第1節	介護保険サービス量の見込み
	1	必要利用定員数の見込み
	2	利用者数・サービス費の見込み
3	日常生活圏域ごとのサービス見込み	
第2節	地域支援事業の見込み	
1	地域支援事業の見込み	
第3節	介護保険料の見込み	
1	第1号被保険者の介護保険料の見込み	
第9章	介護サービスの基盤整備	
第1節	介護施設の基盤整備と方策	
1	介護施設の基盤整備と方策	

○家族介護者支援について、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組や、ヤングケアラーを支援している関係機関とセンターが連携を図ることの重要性について追記。【市(P59)】
○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進について追記。【市(P37)・県(P77)】
●認知症基本法が成立し、今後施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進していく必要があることについて追記。【市(P37)・県(P77)】
○介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置の義務化について追記。【市(P62)】
○日本認知症官民協議会における取組を踏まえ、官民が連携した認知症施策の取組を推進することについて追記。【市(P62)・県(P95)】
●地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的な支援の重要性について追記。【市(P49)・県(P86)】
○介護給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用し、効果等が期待される帳票を優先して点検を行うとともに、国保連合会への委託等を検討する重要性や、取組状況の公表することを追記。【市(P45)・県(P82)】
○地域差改善や介護給付費の適正化に向けて都道府県と議論を行い、計画に反映させることが必要であることを追記。【市(P45)】
○要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、審査の簡素化・効率化の取組を一層推進することについて追記。【市(P56)】
○ケアマネジメントの質の向上、人材確保について追記。【市(P55)・県(P89)】
○以下の取組等を通じた地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保体制整備等について追記。【市(P58)】
・居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大及びそれに伴う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等による一定の関与
・居宅介護支援事業所等、地域の拠点の活用によるセンター業務の体制整備を推進(総合相談支援業務の一部委託、ランチ、サブセンターとしての活用、柔軟な職員配置)
■項目名を「地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等」に変更。【市(P54)・県(P88)】
○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備について追記。【市(P55)・県(P88)】
●生産性向上の推進に関する都道府県との連携を図ることが重要である旨を記載。【市(P54)】
○都道府県主導の下、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者への支援に取り組むことを記載。【市(P54)・県(P89)】
○地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点からの共生型サービスの活用的重要性について追記【市(P55)・県(P89)】
○ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組の推進について追記。【市(P56)・県(P90)】
○文書負担の軽減について、標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化を踏まえた取組について記載。【市(P56)・県(P91)】
●標準様式や「電子申請・届出システム」の活用により、地域密着型サービスの広域利用時の複数市町村への申請手続にかかる負担が軽減される旨を追記。【市(P56)・県(P91)】
○介護の経営の大規模化・協働化により、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用することも有効な手段の一つである旨を記載【市(P56)・県(P91)】
●介護情報基盤の整備について追記。【市(P56)】
○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントを推進するための都道府県、市町村の役割等について記載。【市(P57)・県(P93)】
○業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。【市(P65)・県(P98)】
○業務継続計画(BCP)策定の義務化、策定支援について追記。【市(P65)・県(P98)】
○地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討について記載。【市(P38)】
○様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう既存資源等を活用した複合型サービスの整備について追記。【市(P39)・県(P79)】
○訪問リハビリテーションの更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要であることを追記。【市(P39)・県(P79)】
○特養のサービス見込み量について、特例入所も含め地域の実情を踏まえた適切な運用を前提とする設定が適当である旨を追記。【市(P39)・県(P79)】
○小規模特養のあり方を議論するなどして、地域における必要な介護サービス提供が継続されるよう必要な取組を進めていくことが重要であることを追記。【市(P39)・県(P79)】
○在宅医療の整備状況や整備目標を踏まえてサービス量を見込むことについて追記。【市(P40)・県(P80)】
○現行の「中長期的な人口構造や介護ニーズの変化を見据えた的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策」は、介護ニーズの変化だけでなく医療ニーズの変化も追記。【市(P50)】
○地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討について記載。【市(P50)】

各論	第3節	認知症施策の推進
	1	認知症施策の推進
	第4節	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
	1	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
	第5節	地域ケア会議の推進
	1	地域ケア会議の推進
	第6節	高齢者の居住安定に係る施策との連携
	1	高齢者の居住安定に係る施策との連携
	第7章	介護保険サービスの適切な運営
	第1節	介護保険サービスの適切な運営
	1	介護給付適正化の推進(介護給付適正化計画)
	2	介護サービスの質の向上及び指導監査
	3	地域包括支援センターの設置及び適切な運営
	4	介護サービス等の情報公開と円滑な提供
	5	介護人材確保及び資質の向上
	6	災害対策
	7	感染症対策
	第8章	介護保険サービス量の見込み
	第1節	介護保険サービス量の見込み
	1	必要利用定員数の見込み
	2	利用者数・サービス費の見込み
3	日常生活圏域ごとのサービス見込み	
第2節	地域支援事業の見込み	
1	地域支援事業の見込み	
第3節	介護保険料の見込み	
1	第1号被保険者の介護保険料の見込み	
第9章	介護サービスの基盤整備	
第1節	介護施設の基盤整備と方策	
1	介護施設の基盤整備と方策	